

# 授業料軽減助成金 (都の制度) の

(東京都認可私立通信制高等学校)

## 申請受付が始まります!

助成を受けるためには毎年度必ず申請が必要です

### 申請期間

令和7年

**10月1日(水) ~ 10月31日(金)**

※期間外の申請は、受付できません。

### 申請できる方

生徒と保護者(申請者)が東京都内に住所を有していること



東京都認可私立通信制高等学校に在学する生徒の保護者等



**所得制限なし**

令和7年度 東京都私立高等学校等 授業料軽減助成金  
(東京都認可私立通信制高等学校)

## 申請手続きのお知らせ

### 1 授業料軽減助成金 (東京都の制度) について

生徒と保護者が都内に住所を有している場合、在学校の授業料(保護者が支払った額)を上限として、国の「就学支援金等」と合わせて、**年額最大27万6,000円(都内私立通信制高校平均授業料相当額)まで**助成する**東京都の制度**です。

### 2 申請の流れ

#### (1) 必要な書類等を準備する

オンライン申請時に書類の画像をアップロードする必要があります。

- ▶住民票
- ▶所得及び扶養状況等を証明する書類
- ▶振込口座を確認できる書類
- ▶生徒証等



その他書類が必要な場合があります。詳細は3ページ「6 申請に必要な書類」をご参照ください。

#### (2) オンライン申請 [10月1日~10月31日]

東京都私学財団ホームページから申請受付サイトにアクセスし、ユーザー登録後、マイページから申請します。東京都私学財団LINE公式アカウントからもアクセスできます。

申請期間中、**こちらから申請できます!**

東京都私学財団ホームページ  
(授業料軽減助成金)



[https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa\\_jugyoryo.html](https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html)

#### (3) 審査結果の通知・振込

当財団において申請内容を審査し、学校へ生徒の在学状況等を確認のうえ、審査完了後にご登録のメールアドレス宛に通知をお送りします。審査結果詳細はマイページにてご確認ください。

交付の場合、申請者本人の口座に助成金が振り込まれます。振込時期は3月です。

### 3 申請期間

令和7年**10月1日**(水) ~ **10月31日**(金)

- 毎年度(学年1回)申請が必要です。申請期間を過ぎた場合は受付できませんのでご注意ください。
- 授業料軽減助成金(都の制度)は、就学支援金等(国の制度)とは別に申請が必要です。

### 4 助成額について

授業料に対する助成制度は、就学支援金等(国の制度)と授業料軽減助成金(都の制度)があり、各制度による助成額の内訳は世帯年収によって異なります(下表参照)。授業料軽減助成金は、就学支援金の対象となる場合、上限額27万6,000円※2から就学支援金等分を差し引いて助成します。下表のどの区分に該当するかを判別するため、すべての保護者について、課税証明書等による所得の確認を行います。

「8 その他学費負担軽減制度のご案内(シミュレーションサイト)」より、授業料軽減助成金と就学支援金等の目安の額を確認できます。

区分	世帯年収目安 ※1		各制度及び助成額(年額) ※2	
	所得がある保護者が1名	所得がある保護者が2名		
A	約910万円以上	約1,090万円以上	国の就学支援金等 【年額制】11万8,800円 【単位制】1単位4,812円 ※3	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>本件申請</b>                      都の授業料軽減助成金  <b>15万7,200円</b> </div>
B	約910万円未満 約590万円以上	約1,090万円未満 約740万円以上	【年額制】11万8,800円 【単位制】1単位4,812円 ※4	
C	約590万円未満	約740万円未満	【年額制】29万7,000円 【単位制】1単位1万2,030円 ※4	

#### ● 世帯区分A及びBに該当する方

上限額(27万6,000円※2)まで助成を受ける場合は授業料軽減助成金も申請してください。  
いずれか一方の制度のみ申請した場合、上限額(27万6,000円※2)まで受給できません。

#### ● 世帯区分Cに該当する方

就学支援金等だけで上限額(27万6,000円※2)を満たす場合は就学支援金等のみ申請してください。  
ただし、就学支援金等の支給額が27万6,000円に満たない場合は、授業料軽減助成金の対象となる場合があるため、授業料軽減助成金も申請してください。

- ※1 世帯年収目安は、保護者1人へのみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)及び保護者2人に給与収入がある5人世帯(夫婦と子3人)をモデルとした場合です。
- ※2 世帯区分A及びBの場合、授業料の負担軽減額は、27万6,000円の範囲内、世帯区分Cの場合、授業料の負担軽減額(就学支援金の支給額)は、29万7,000円の範囲内で**在学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限**です。  
授業料の実費負担額により、各区分で定められた助成額とならない場合があります。また、国の就学支援金等により授業料が全額助成される場合は、授業料軽減助成金は支給されません。なお、年度の途中で転学・退学した場合や、就学支援金等の金額変更により、一度振り込まれた授業料軽減助成金を在籍していた学校を通じてご返金いただく場合があります。
- ※3 1単位当たりの授業料額が定められている場合、履修単位数(ただし、支給対象となる単位数の上限は24単位)に応じた額の支給となります。
- ※4 1単位当たりの授業料額が定められている場合、履修単位数(ただし、支給対象となる単位数の上限は年間30単位、在学中の合計で74単位)に応じた額の支給となります。

上限額(最大27万6,000円)まで受給するためには、**就学支援金等(国の制度)と授業料軽減助成金(都の制度)それぞれ別に申請が必要です。**

## 5 対象となる方の要件

生徒の保護者等で以下(1)(2)の両方の要件に該当する方が対象となります。

### (1) 在住要件

保護者(申請者)と生徒が、**令和7年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に住所を有している**

※生徒が入学決定後、進学のために都内から都外へ移り住んだ場合も助成の対象となります。(保護者は引き続き都内に在住していることが必要です。)

### (2) 在学要件

**令和7年10月1日現在**、東京都認可の私立通信制高等学校に在学する生徒

※令和7年10月2日以降に入学した場合は、申請日時点で在学していることが要件となります。

#### 申請者について

申請者は原則、生徒の**親権者**となります。

(親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者が申請者となります。)

## 6 申請に必要な書類

オンライン申請時に、以下の書類の画像ファイル(写真)をアップロードしてください。

申請に必要な書類	対象
<b>(1) 住民票(区市町村発行)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>世帯全員の文言の記載があるもの</u></li> <li>▶ <u>続柄の記載があるもの</u></li> <li>▶ <u>マイナンバー(個人番号)の記載がないもの</u></li> <li>▶ 令和7年7月1日以降、申請日前3か月以内の発行のもの</li> </ul>	全ての申請者
<b>(2) 所得及び扶養状況等を証明する書類</b> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small; margin-right: 5px;">A・Bのいずれか</div> <div> <p><b>【A】生活保護受給証明書(福祉事務所発行)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生徒及び申請者(保護者)の世帯全員が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの</li> <li>▶ 令和7年7月1日以降、申請日前3か月以内の発行のもの</li> </ul> <p><b>【B】令和7年度 課税証明書又は非課税証明書(区市町村発行)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>申請者及びその配偶者のもの(親権者2名の場合は、必ず2名分)</u></li> <li>▶ 申請日前3か月以内の発行のもの</li> </ul> <p>※「源泉徴収票」「納税通知書」「特別徴収税額決定通知書」では受付できません。</p> </div> </div>	<p><b>【A】</b> 生活保護を受給している方</p> <p><b>【B】</b> 生活保護を受給していない方</p>
<b>(3) 振込口座を確認できる書類(申請者本人の個人口座に限る)(金融機関発行)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの該当ページなど、振込口座の金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人のカナを確認できるもの</li> </ul>	全ての申請者
<b>(4) 生徒証等(学校発行)</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「通帳等」の欄にアップロードしてください</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 学校名、生徒氏名等が確認できる書類(例:生徒証、合格通知等)</li> </ul> <p>※学校が発行する書類が用意できない場合は、就学支援金申請システム(e-Shien)マイページ画面のスクリーンショットでも受け付けいたします。</p>	

#### その他

親権者が存在しない等、個別の事情に応じ追加書類が必要となる場合があります。事情により異なりますので、申請者から「9 問合せ先」にご連絡ください。

## 7 申請の方法

東京都私学財団ホームページから申請受付サイト(授業料軽減助成金及び奨学給付金オンライン申請システム)にアクセスし、ユーザー登録(新規の方のみ)後、マイページから申請します。東京都私学財団LINE公式アカウントからもアクセスできます。詳しい画面の操作方法等は、当財団ホームページに掲載された「申請マニュアル」をご確認ください。



東京都私学財団  
ホームページ  
(授業料軽減助成金)



東京都私学財団  
LINE公式アカウント

【東京都私学財団ホームページ】

[https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa\\_jugyoryo.html](https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html)

### 事前にご準備ください

#### 申請者のメールアドレス



申請手続きの完了通知、申請内容の変更・追加の依頼、審査結果の通知が届きます。

#### 生徒が在学している学校の情報



学校名・学校所在地・課程(通信制)等

#### 生徒、申請者の情報



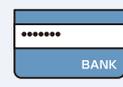
学年・住所・入学年月等

#### 申請に必要な書類



「6 申請に必要な書類」参照

#### 申請者個人名義の振込口座情報



申請者個人名義以外の口座には振込できません。

### 入力項目

STEP 1  
学校情報の登録

STEP 2  
メールアドレスの確認

STEP 3  
申請情報の登録

STEP 4  
奨学給付金の申請登録

STEP 5  
必要書類のアップロード

※申請受付サイトのユーザー IDは、就学支援金申請システム(e-Shien)とは別のものです。

※申請の所要時間は30分程度です。STEP4まで入力を進めると、「一時保存」を行うことができます。

奨学給付金は申請期間外のため、STEP4に入力項目はありません。

### その他留意事項

- 在学中の助成回数は正規の修業年限の範囲内となります。なお、年度を遡っての申請はできませんのでご注意ください。
- 助成は年度に1回までです。転学等で学校が変わった場合でも、1校のみの助成となります。
- 審査状況は申請者本人にのみ開示できます。
- 申請内容に不備がある場合は、メール、電話又は郵送にてご連絡いたしますのでご対応をお願いします。
- Q&Aは、東京都私学財団ホームページ(授業料軽減助成金【都認可通信制】)をご確認ください。ご不明な点等ございましたら、「9 問合せ先」へご相談ください。

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。個人情報の取扱いについては、申請受付サイトの利用規約・サイトポリシーをご参照ください。

## 8 その他学費負担軽減制度のご案内



就学支援金等  
国の授業料負担  
軽減制度



奨学給付金  
東京都の授業料以外の  
学費負担軽減制度



シミュレーションサイト  
授業料軽減助成金と  
就学支援金等の目安の額を確認

## 9 問合せ先

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当(高校)

☎03-5206-7925

(土日・祝日・年末年始を除く9:15～17:00)

※9:15～10:00頃は電話が混み合うため、つながりにくい場合はお時間をおいておかけ直してください。



<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>

東京都私学財団  
LINE公式アカウント  
友だち募集中



お役立ち情報をお届けします!

- 学費負担を軽減する助成制度の情報
- 申請開始のお知らせ、締切り前のリマインド
- 制度に関するQ&A

# 授業料軽減助成金 (都の制度)

(東京都認可私立通信制高等学校)

## 特別申請のお知らせ

令和7年度の申請受付は、10月31日をもって終了しましたが、特別な事情により申請ができなかった方を対象に、特別申請の受付をいたします。

### 申請期間

令和8年 **1月5日** (月) ~ **1月13日** (火)

※期間外の申請は、受付できません。

### 特別申請の対象となる方

- ① 通常の申請期間にやむを得ず申請できなかった方
- ② 通常の申請期間 (令和7年10月1日～10月31日) 後に住民税の税額変更等により対象となった方
- ③ 通常の申請期間後に助成対象となる通信制高等学校へ入学した方

※通常の申請期間に申請を行った方で特別申請の対象となる場合は、申請前に「9問合わせ先」へご連絡ください。

## 1 授業料軽減助成金 (東京都の制度) について

生徒と保護者が都内に住所を有している場合、在学校の授業料 (保護者が支払った額) を上限として、国の「就学支援金等」と合わせて、**年額最大27万6,000円** (都内私立通信制高校平均授業料相当額) まで助成する**東京都の制度**です。

## 2 申請の流れ

### (1) 必要な書類等を準備する

オンライン申請時に書類の画像をアップロードする必要があります。

- ▶ 住民票
- ▶ 所得及び扶養状況等を証明する書類
- ▶ 振込口座を確認できる書類
- ▶ 生徒証等



その他書類が必要な場合があります。詳細は3ページ「6 申請に必要な書類」をご参照ください。

### (2) オンライン申請 [1月5日～1月13日]

東京都私学財団ホームページから申請受付サイトにアクセスし、ユーザー登録後、マイページから申請します。東京都私学財団LINE公式アカウントからもアクセスできます。

申請期間中、  
こちらから申請できます! ▶  
東京都私学財団ホームページ  
(授業料軽減助成金)



[https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa\\_jugyoryo.html](https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html)

### (3) 審査結果の通知・振込

当財団において申請内容を審査し、学校へ生徒の在学状況等を確認のうえ、審査完了後にご登録のメールアドレス宛に通知をお送りします。審査結果詳細はマイページにてご確認ください。

交付の場合、申請者本人の口座に助成金が振り込まれます。振込時期は3月です。

### 3 申請期間

令和8年1月5日(月)～1月13日(火)

- 毎年度(学年1回)申請が必要です。申請期間を過ぎた場合は受付できませんのでご注意ください。
- 授業料軽減助成金(都の制度)は、就学支援金等(国の制度)とは別に申請が必要です。

### 4 助成額について

授業料に対する助成制度は、就学支援金等(国の制度)と授業料軽減助成金(都の制度)があり、各制度による助成額の内訳は世帯年収によって異なります(下表参照)。授業料軽減助成金は、就学支援金の対象となる場合、上限額27万6,000円※2から就学支援金等分を差し引いて助成します。下表のどの区分に該当するかを判別するため、すべての保護者について、課税証明書等による所得の確認を行います。

「8 その他学費負担軽減制度のご案内(シミュレーションサイト)」より、授業料軽減助成金と就学支援金等の目安の額を確認できます。

区分	世帯年収目安 ※1		各制度及び助成額(年額) ※2	
	所得がある保護者が1名	所得がある保護者が2名		
A	約910万円以上	約1,090万円以上	国の就学支援金等 【年額制】11万8,800円 【単位制】1単位4,812円 ※3	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>本件申請</b>                      都の授業料軽減助成金  <b>15万7,200円</b> </div>
B	約910万円未満 約590万円以上	約1,090万円未満 約740万円以上	【年額制】11万8,800円 【単位制】1単位4,812円 ※4	
C	約590万円未満	約740万円未満	【年額制】29万7,000円 【単位制】1単位1万2,030円 ※4	

#### ● 世帯区分A及びBに該当する方

上限額(27万6,000円※2)まで助成を受ける場合は授業料軽減助成金も申請してください。  
いずれか一方の制度のみ申請した場合、上限額(27万6,000円※2)まで受給できません。

#### ● 世帯区分Cに該当する方

就学支援金等だけで上限額(27万6,000円※2)を満たす場合は就学支援金等のみ申請してください。  
ただし、就学支援金等の支給額が27万6,000円に満たない場合は、授業料軽減助成金の対象となる場合があるため、授業料軽減助成金も申請してください。

- ※1 世帯年収目安は、保護者1人へのみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)及び保護者2人に給与収入がある5人世帯(夫婦と子3人)をモデルとした場合です。
- ※2 世帯区分A及びBの場合、授業料の負担軽減額は、27万6,000円の範囲内、世帯区分Cの場合、授業料の負担軽減額(就学支援金の支給額)は、29万7,000円の範囲内で**在学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限**です。  
授業料の実費負担額により、各区分で定められた助成額とならない場合があります。また、国の就学支援金等により授業料が全額助成される場合は、授業料軽減助成金は支給されません。なお、年度の途中で転学・退学した場合や、就学支援金等の金額変更により、一度振り込まれた授業料軽減助成金を在籍していた学校を通じてご返金いただく場合があります。
- ※3 1単位当たりの授業料額が定められている場合、履修単位数(ただし、支給対象となる単位数の上限は24単位)に応じた額の支給となります。
- ※4 1単位当たりの授業料額が定められている場合、履修単位数(ただし、支給対象となる単位数の上限は年間30単位、在学中の合計で74単位)に応じた額の支給となります。

上限額(最大27万6,000円)まで受給するためには、**就学支援金等(国の制度)と授業料軽減助成金(都の制度)それぞれ別に申請が必要です。**

## 5 対象となる方の要件

生徒の保護者等で以下(1)(2)の両方の要件に該当する方が対象となります。

### (1) 在住要件

保護者(申請者)と生徒が、令和7年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に住所を有している

※生徒が入学決定後、進学のために都内から都外へ移り住んだ場合も助成の対象となります。(保護者は引き続き都内に在住している必要があります。)

### (2) 在学要件

申請日現在、東京都認可の私立通信制高等学校に在学する生徒

#### 申請者について

申請者は原則、生徒の親権者となります。

(親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者が申請者となります。)

## 6 申請に必要な書類

オンライン申請時に、以下の書類の画像ファイル(写真)をアップロードしてください。

申請に必要な書類	対象
<p><b>(1) 住民票(区市町村発行)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 世帯全員の文言の記載があるもの</li> <li>▶ 続柄の記載があるもの</li> <li>▶ マイナンバー(個人番号)の記載がないもの</li> <li>▶ 申請日前3か月以内の発行のもの</li> </ul>	全ての申請者
<p><b>(2) 所得及び扶養状況等を証明する書類</b></p> <p><b>A・Bのいずれか</b></p> <p><b>[A] 生活保護受給証明書(福祉事務所発行)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生徒及び申請者(保護者)の世帯全員が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの</li> <li>▶ 申請日前3か月以内の発行のもの</li> </ul> <p><b>[B] 令和7年度 課税証明書又は非課税証明書(区市町村発行)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 申請者及びその配偶者のもの(親権者2名の場合は、必ず2名分)</li> <li>▶ 申請日前3か月以内の発行のもの</li> </ul> <p>※「源泉徴収票」「納税通知書」「特別徴収税額決定通知書」では受付できません。          ※令和7年1月1日時点で都外に居住されていた方が取得する証明書には、審査に必要な情報が記載されていない場合があります。事前に「9 問合せ先」へご確認ください。</p>	<p><b>[A]</b> 生活保護を受給している方</p> <p><b>[B]</b> 生活保護を受給していない方</p>
<p><b>(3) 振込口座を確認できる書類(申請者本人の個人口座に限る)(金融機関発行)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの該当ページなど、振込口座の金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人のカナを確認できるもの</li> </ul>	全ての申請者
<p><b>(4) 生徒証等(学校発行)</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「通帳等」の欄にアップロードしてください</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 学校名、生徒氏名等が確認できる書類(例: 生徒証、合格通知等)</li> </ul> <p>※学校が発行する書類が用意できない場合は、就学支援金申請システム(e-Shien)マイページ画面のスクリーンショットでも受け付けいたします。</p>	

#### その他

親権者が存在しない等、個別の事情に応じ追加書類が必要となる場合があります。事情により異なりますので、申請者から「9 問合せ先」にご連絡ください。

## 7 申請の方法

東京都私学財団ホームページから申請受付サイト(授業料軽減助成金及び奨学給付金オンライン申請システム)にアクセスし、ユーザー登録(新規の方のみ)後、マイページから申請します。東京都私学財団LINE公式アカウントからもアクセスできます。詳しい画面の操作方法等は、当財団ホームページに掲載された「申請マニュアル」をご確認ください。



東京都私学財団  
ホームページ  
(授業料軽減助成金)



東京都私学財団  
LINE公式アカウント

【東京都私学財団ホームページ】

[https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa\\_jugyoryo.html](https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html)

### 事前にご準備ください

#### 申請者のメールアドレス



申請手続きの完了通知、申請内容の変更・追加の依頼、審査結果の通知が届きます。

#### 生徒が在学している学校の情報



学校名・学校所在地・課程(通信制)等

#### 生徒、申請者の情報



学年・住所・入学年月等

#### 申請に必要な書類



「6 申請に必要な書類」参照

#### 申請者個人名義の振込口座情報



申請者個人名義以外の口座には振込できません。

### 入力項目

#### STEP 1 学校情報の登録

#### STEP 2 メールアドレスの確認

#### STEP 3 申請情報の登録

#### STEP 4 奨学給付金の申請登録

#### STEP 5 必要書類のアップロード

※申請受付サイトのユーザー IDは、**就学支援金申請システム(e-Shien)**とは別のものです。  
※申請の所要時間は30分程度です。STEP4まで入力を進めると、「一時保存」を行うことができます。

対象となる方は限られます。詳細は「8 その他学費負担軽減制度のご案内(奨学給付金)」をご参照ください。

### その他留意事項

- 在学中の助成回数は正規の修業年限の範囲内となります。なお、年度を遡っての申請はできませんのでご注意ください。
- 助成は年度に1回までです。転学等で学校が変わった場合でも、1校のみの助成となります。
- 審査状況は申請者本人にのみ開示できます。
- 申請内容に不備がある場合は、メール、電話又は郵送にてご連絡いたしますのでご対応をお願いします。
- Q&Aは、東京都私学財団ホームページ(授業料軽減助成金【都認可通信制】)をご確認ください。ご不明な点等ございましたら、「9 問合せ先」へご相談ください。

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。個人情報の取扱いについては、申請受付サイトの利用規約・サイトポリシーをご参照ください。

## 8 その他学費負担軽減制度のご案内



就学支援金等  
国の授業料負担  
軽減制度



奨学給付金  
東京都の授業料以外の  
学費負担軽減制度



シミュレーションサイト  
授業料軽減助成金と  
就学支援金等の目安の額を確認

## 9 問合せ先

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当(高校)

☎03-5206-7925

(土日・祝日・年末年始を除く9:15～17:00)

※9:15～10:00頃は電話が混み合うため、つながりにくい場合はお時間を  
おいておかけ直してください。

公益財団法人  
東京都私学財団

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>

東京都私学財団  
LINE公式アカウント  
友だち募集中



お役立ち情報をお届けします!

- 学費負担を軽減する助成制度の情報
- 申請開始のお知らせ、締切りのリマインド
- 制度に関するQ&A